

広島県告示第三百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

令和四年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	解除した事務	解除した年月日
警察本部総務部総務課に所属する次の職員 佐々木 聖勝	警察本部総務部（広報課及び情報管理課を除く。）に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管	令和四年四月五日